

同年月日	令和 年 月 日	常務理事	事務長	会 計	扱 者	被扶養者 台帳照合印
支払年月日	令和 年 月 日					
支払額	拾万 万 千 百 拾 円					
支給内訳	法定 拾万 万 千 百 拾 円	資 得	年 月 日	前 始	年 月 日	
附加		格 喪	年 月 日	回 終	年 月 日	
支給期間	法定 年 月 日～年 月 日 日間	法第55条	該当・不該当	入院	年 月 日から	
附加	年 月 日～年 月 日 日間	標準報酬日額		期間	年 月 日まで	
分べんの日	年 月 日			円		

健康保険 出産手当金・出産手当附加金請求書 ① (第 回)

② 被保険者 証の記号 と番号	第 号	③ 被保険者 の氏名と印	④ 印
⑤ 被保険者の 現住所	〒 方		
⑥ 被保険者の勤 務する事業所名			
⑦ 被保険者の資格 を取得した日	年 月 日	⑧ 被保険者の標 準報酬月額	円
(A) この請求は分べん前のもので すか、分べん後のもので すか	分べん前 ・ 分べん後		
⑨ (B) 分べん前のときは、分べん 予定日、分べん後のときは、 分べんの日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	分べん 分べん予定
⑩ 分べんのため 休んだ期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	日間	
(A) うえの⑩に書いた期間分の報酬 (賃金)を受けましたか、又は 受けられますか	受けた ・ 受けない ・ 受けられる ・ 受けられない		
⑪ (B) 報酬支払を受けたとき又は 受けられるときは、その報酬 額支払の基礎となった(なる)期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	の分として 円	
⑫ (A) 入院して分べんしましたか、 入院しないで分べんしましたか	入院分べん・入院外分べん		
(B) ⑬ 病院 又は 産院名	⑭ 病院又 は産院の 所在地		
⑮ 入院した 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	日間	
⑯ 自費で入院しましたか 健康保険で入院しましたか	自費・健保・その他	⑰ 被扶養者が おりますか	いる・いない
⑱ 被扶養者が いるとき は、その 者の	氏 名 生 年 月 日	被保険者との続柄	

平成 年 月 日提出

領 金 円也領収いたしました。

収 令和 年 月 日

書 健康保険組合理事長殿

氏 名 印

受付日付印

(被保険者への
注意事項)

- ②および⑦は、健康保険の被保険者証に書いてあります。⑧は「賃金支払内訳票など」をみればわかります。
- ⑨の(A)、⑨の(B)の「分べん、分べん予定」の別、⑩の(A)、⑩の(B)の「分べん前、分べん後」の別、⑪の(A)、⑪の(B)の「分べん前、分べん後」の別、⑫の(A)、⑫の(B)の「分べん前、分べん後」の別、⑬の(A)、⑬の(B)の「分べん前、分べん後」の別、⑭の(A)、⑭の(B)の「分べん前、分べん後」の別、⑮の(A)、⑮の(B)の「分べん前、分べん後」の別、⑯の(A)、⑯の(B)の「分べん前、分べん後」の別、⑰の(A)、⑰の(B)の「分べん前、分べん後」の別、⑱の(A)、⑱の(B)の「分べん前、分べん後」の別、⑲の(A)、⑲の(B)の「分べん前、分べん後」の別、⑳の(A)、⑳の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㉑の(A)、㉑の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㉒の(A)、㉒の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㉓の(A)、㉓の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㉔の(A)、㉔の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㉕の(A)、㉕の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㉖の(A)、㉖の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㉗の(A)、㉗の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㉘の(A)、㉘の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㉙の(A)、㉙の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㉚の(A)、㉚の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㉛の(A)、㉛の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㉜の(A)、㉜の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㉝の(A)、㉝の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㉞の(A)、㉞の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㉟の(A)、㉟の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㊱の(A)、㊱の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㊲の(A)、㊲の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㊳の(A)、㊳の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㊴の(A)、㊴の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㊵の(A)、㊵の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㊶の(A)、㊶の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㊷の(A)、㊷の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㊸の(A)、㊸の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㊹の(A)、㊹の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㊺の(A)、㊺の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㊻の(A)、㊻の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㊼の(A)、㊼の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㊽の(A)、㊽の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㊾の(A)、㊾の(B)の「分べん前、分べん後」の別、㊿の(A)、㊿の(B)の「分べん前、分べん後」の別、
- ①「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ②「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ③「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ④「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ⑤「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ⑥「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ⑦「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ⑧「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ⑨「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ⑩「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ⑪「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ⑫「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ⑬「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ⑭「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ⑮「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ⑯「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ⑰「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ⑱「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ⑲「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ⑳「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㉑「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㉒「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㉓「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㉔「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㉕「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㉖「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㉗「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㉘「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㉙「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㉚「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㉛「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㉜「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㉝「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㉞「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㉟「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㊱「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㊲「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㊳「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㊴「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㊵「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㊶「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㊷「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㊸「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㊹「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㊺「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㊻「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㊼「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㊽「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㊾「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。
- ㊿「受けられる」場合は、両方の事項を丸でかこんでください。

⑬ 労務に服さな かった期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	日間
⑭ うえの 期間中 の分と して支 払う報 酬関係	⑰ 全額支給した場合 又は支給する場合	令和 年 月 日 から 金 円 日額 令和 年 月 日 まで (月 日 支払) 金 円
	⑱ 一部支給した場合 又は支給する場合	令和 年 月 日 から 金 円 日額 令和 年 月 日 まで (月 日 支払) 金 円
	⑲ 現在までも又将来 も支給しない場 合は、その旨	

うえのとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

住所 事業主 氏名 電話 () 番

⑳ 分べん年月日又は 分べん予定年月日	令和 年 月 日 分べん 令和 年 月 日 分べん予定	
㉑ 分べん後のときは 正常分べん又は 異常分べんの別	正常・異常	㉒ 分べん後のときは、 生産又は死産の別 生産・死産(妊娠 ヶ月)
		㉓ 単胎または多胎の別 単胎 多胎
㉔ 入院して分べ んしたときは、 その期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	㉕ 入院費 用 別 健保・自費 公費・その他

うえのとおり相違ありません。

令和 年 月 日

職名 () 住所 氏名 電話 () 番

支払金融機関の欄	支払区分	① 振込 ② 銀行送金 ③ 郵便局送金 ④ 当地払	預金種別	① 普通 ② 当座 ③ 通知 ④ 別段	銀行 金庫 農協 本店 支店 郵便局
金融機関 コード	口座名義				
口座番号					

私は を代理人と定め、令和 年 月 日に請求した出産手当金
及び同附加金、金 円也の受領を委任します。

令和 年 月 日

本人 住所 氏名 印

代理人 住所 氏名 印

- (共通する注意)
- 印はハッキリと押し、印もれのないように注意して下さい。
 - ⑩、⑪の(B)、⑫の(B)の⑰、⑱および㉑の期間の計算は、両端を入れて、間違いなく計算して下さい。たとえば、10月29日から11月4日までは、7日間となります。

(事業主への
注意事項)

- ⑬の⑰と⑱にわたるときは、両欄にわけて記載してください。
- ⑬の⑲欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載してください。
- 被保険者の資格を喪失した後の期間にかかる請求であるときは、証明を行う必要があります。

(医師又は助産婦
への注意事項)

- ⑳の「分べん、分べん予定」、㉑、㉒および㉓の欄は、それぞれ該当する文字を丸でかこんでください。
- ㉑欄の「死産」を丸でかこんだ場合は、妊娠幾箇月の死産であるかを当該欄に付記してください。
- 分べん費請求書と同じ意見を記載する場合は、㉑、㉒以外の証明については記載を省略しても結構です。